

公開講演会記録

日大アメフト問題から 見えてくるもの

元日本大学教授 長沼宗昭



1、はじめに

今年（2018年）5月に、日本大学アメリカンフットボール部の一選手が関西学院大学（関学）との定期戦で危険な反則行為を犯して以後、実に拙劣な日本大学側の対応が今日に至るまで続いておりませんが、このプロセス全体を日大アメフト問題と呼ぶことにします。

この問題からは、様々な事柄が見えて参ります。たとえば、学生スポーツはどうあるべきか。本来教育活動の一環である筈の学生スポーツが、とりわけ私立大学の場合、大学広報の手段と化し、注目を浴びることを目指すあまりに、勝利至上主義に陥りやすくなっているように思われます。現在わが国には、昨201

7年度で、学生募集を行っている4年制大学が764校あり、内77パーセントが私立大学です（旺文社教育情報センター調べ）。これだけありますと、なかには経営戦略の一環として学生スポーツを利用しようと考えるところもでてきます。しかし、こうした考えはしばしば勝利至上主義に走りがちで、さらにそこから一歩進みますと、絶対服従を求める軍隊式が出現することになります。

あるいはまた、テクノロジーの進化によって、私たちを取り巻く環境が激変していることも、考える必要があるでしょう。今回の発端は、ボールを投げ終えた相手クォーターバックに対して、日大の一選手が背後から危険なタックルを行ったことでした。大半の観客はボールの行

方を追いかけていますから、当日も、すぐに騒ぎになることはありませんでした。実際、関学側で問題視する声が挙がったのも、しばらく時間がたつてのことです。ところが、まさにタックルの瞬間を捉えた映像が残されていたのです。ネット上にアップされた映像が、多くの人の目に触れ、またTVでも繰り返し放映されるに及んで、急速に非難の声が拡がっていききました。

その後、関東学生アメリカンフットボール連盟規律委員会や第三者委員会が、日大の内田前監督と井上前コーチを断罪しましたが、その際も映像が決定的手になっていました。これは言ってみればYouTubeの勝利です。しかしさらに別な面から眺めれば、相当に高度な監視社会が成立し

ている、ということでもあります。私たちの一挙手一投足が、本人のあずかり知らないところで記録され、何か問題があれば引っぱり出されてくるのです。こうした現実を、私たちは本当に納得した上で承認しているのでしょうか。

それからまた、何といっても組織の在り方という問題があります。日大の場合、責任の所在を曖昧にしたまま、することなすことすべて後手に回り、時間がたてばたつほど異様な組織の姿が浮かび上がって参りました。一運動部の監督が常務理事にして、人事部長をも兼ね、巨大私大のNo.2の座を占めていました。その地位ゆえに、アメフト部は同監督が好き放題にできるワンマン組織と化していたようです。そうした人物が、反則を犯した当該学生が自らの非を認め、非常な決意を要したであろう記者会見に臨むと、その翌日に慌てて記者会見を開きました。しかし出てきたのは、当該学生に責任を転嫁し、自らの責任を棚上げするばかりの保身の弁でした。そうした人物を監督する立場にいるのが大学トップにいる理事長の筈なのですが、今に至るも、一向に公の場に出て、自らの言葉で説明しようとはしません。その一方で、運動部の問題は教学のトップである学長の管轄であ

るとして、学長記者会見が開かれましたが、その際学長は、「理事長の許可を頂いて」記者会見にに応じていると述べ、自ら従属的な立場にいることを明らかにしたのです。あまつさえ学長は、理事長についての語りの中で敬語を多用し、社会性の欠如を露呈してしまいました。たとえば新入社員教育のごく初歩的な事柄として、通常、企業内の上下関係を抜きにして外からの電話には応ぜよ、と教えられる筈ですが、こうした常識をお持ちではなかったようです。一般には、経営のトップである理事長と、教学のトップである学長とは、車の両輪のように対等な関係である、と考えられているようですが、日大の場合には明らかに違っております。つまりそこでは、社会常識から相当にかけ離れ、「身内」の言葉で語られ、「身内」の論理で物事が考えられていく「特異性」が浮かび上がってくるのです。一種のモラルハザードが起こっているとも言えましようが、ではこうした「特異性」は日大固有の現象なのでしょうか。私はそうは考えません。今日の日本社会の様々な場面に実在する諸現象・諸要素が凝縮された結果として、日大の「特異性」が実現しているのだと考えています。このように少し考えてみれば、学生ス

ポーツの在り方や、監視社会の問題、そして組織の在り方など、私たちが真剣に検討すべき事柄が日大アメフト問題からは色々と見えて参ります。しかし、今日はそれらすべてを扱う訳にも参りませんので、主に組織の在り方、あるいはいわゆるガヴァナンスの問題について、日本大学法学部専任教員としての39年間の経験に基づきながらお話ししてみたいと思います。

2、経過

ここでは重要な出来事と思われるものだけをピックアップして、日大アメフト問題を概観してみます。

5/6 関学戦で、日大アメフト部員(当該選手)が危険な反則行為

5/6 インターネット上を中心に「悪質タックル」として非難の声

5/10 関学アメフト部、日大アメフト部に説明と謝罪を求める文書送付

5/14 日大・井ノ口理事、当該選手及びその父親に対し「口封じ」を図り、従わなければ「日大が総力を挙げて、潰しに行く」旨発言

5/16 日大職員、アメフト部員数名に対し「口封じ」を企図

5/22 当該選手、記者会見を行い謝罪

- 5/23 日大アメフト部・内田前監督、井上前コーチ、記者会見を行い弁明
- 5/25 日大・大塚学長、記者会見
- 5/29 関東学生アメフト連盟規律委員会、調査報告書を公表し、内田・井上両名の除名、年度内のチームの公式戦出場資格停止を答申
- 5/31 日大教職員組合、理事長宛てに、「大学上層部の『解体的な出直しと再生』を図るべき」とする要求書を提出し、さらに同要求書への賛同署名を求めるアピールを発表
- 5/31 第三者委員会設置
- 6/1 日大理事会、内田常務理事の辞任を承認（＝解任ではない）
- 6/11 組合、記者会見
- 6/29 日大人事担当・石井常務理事、組合の記者会見は日大の「名誉・信用を毀損する違法行為」であるとし、会見出席者への「注意喚起」を行う警告文送付
- 6/29 第三者委員会、中間報告公表
- 7/4 井ノ口氏、理事辞任
- 7/17 日大、関東学生アメフト連盟にチーム改善報告書提出
- 7/30 第三者委員会、最終報告書を公表し、田中理事長に対して、「説明責任を果たし、今後は、学生ファースト

の大学運営を行う旨の宣言をすること」を勧告したが、在職の適正性については言及せず

7/30 日大理事会、内田・井上両氏を懲戒解雇

3、ガヴァナンスの問題

（1）組織

現在日本大学は、16の学部を抱えており、7万弱の学生が在籍していますから、規模から見れば日本最大の大学と言えます。このうちの半数の学部は都内にキャンパスがありますが、残りの半数は全部ないし一部が福島、埼玉、千葉、神奈川県にあります。また、短期大学と通信教育部もあります。さらに付属施設として、5つの病院（藤沢の動物病院を含めて）、26の付属高校（札幌から宮崎まで）、3小学校、そして3幼稚園があります。これらそれぞれに、当然、教員や医師、あるいは事務局員などがある訳です。そしてこれら以外にも、事実上学部に準ずるような機関として、34の競技部を統轄する保健体育審議会とその事務局があり、あるいは関連組織としての日本大学全額出資の株式会社日本大学事業部（2010年発足、昨年12月の決算では約69・6億の売上）があるのです。これだけの規

模・拡がりがあるということは、配置転換の可能性も相当大きく拡がっていることを意味するのです。

昨今、日大アメフト問題を報道する際、多くのメディアが「報復人事」という言葉を使ってきました。感覚的には分かりやすい言葉のようにも思えますが、実際には何をもって「報復」とするか、案外難しいとも思います。時に色々な噂は耳にしましたが、一介の大学教員には、率直に申しましてなかなか分かりません。ただ「違和感のある人事」は少なからずあったと思います。数多くの部局がありますから、職員の間では学部などを越えた人事異動があります。しかしそこに、色々な事例を通じて何となく見えてくる人事異動の「パターン」のようなものから大きく外れたものが、時に出現します。まず分かりやすいのが降格ないし左遷です。本部や学部などの要職を務めていた方が、しばしば「特任」という修飾語を冠した肩書を与えられ、閑職につけられたり、通勤条件が非常に悪化する勤務地へ異動するケースです。これらのケースは、理事長との距離が変化したであろう時点などで生じているようです。あるいは、中堅クラスでも相当に優秀な職員が仕事の進め方などに疑問を感じ、直言し

た結果左遷させられた、というケースも耳にしました。ただ、私自身が直接、あるいは身近に体験した訳ではありませんので、恐らくは権力闘争の結果であろうと推測するしかありません。また、職場内の勤務条件などをめぐって公然と問題提起をし、あるいは批判などした職員が、その方のそれまでのキャリアを全く否定するような異動を強いられた、そんなケースを指摘することもできます。私は、法学部内にあって、公然と活動してきた唯一人の組合員でしたし、永らく労働者代表を務めておりましたので、教員・職員から様々な相談を受けていました。その体験に基づいて、より確かなレビューで「違和感のある人事」があったと申し上げられます。ただ、組合活動が原因で左遷させられた職員は恐らくいなかったと思います。それは、実は残念なことなのですが、極めて例外的なケースを除いて職員の間には組合員がいなかったからなのです。しかしまた、この事実の中にこそ、日大の体質が反映されているのではないのでしょうか。

それから付属高校の教員についても、「違和感のある人事」が実際なされているようですが、これなどはメディアの報道を通じて初めて知ったりする程度で、

巨大組織のごく限られた部分しか経験していない身には断定しにくいことです。

では大学教員の場合はどうでしょうか。大学教員も、形式上は法人に採用され、各学部勤務を命じられる訳ですが、実態としてはそれぞれの学部が独自に、その実情に応じて採用人事を行っているので、学部を越えた強制配転などはまずありません。ただ非常に稀なケースであったと思います。学部で、同僚教員に対する言動などをことさら問題にされ、そこでの授業をする機会や研究室を奪われ、研究所所属に替えられた教員がいました。これなども、「違和感のある人事」でした。それから、昇格についても考えてみる必要があります。ただし、ここには研究者としての業績をどう評価するかという問題が絡んで参りますから、なかなか「不当性」を判断することは難しくなります。とくに人文・社会科学系の学問領域では、「客観的」評価が定まりにくく、評価者の立場などによって、同一の研究者に対する判断が大きく異なる事例も珍しくありません。それでも、通常は助教（任期制）から専任講師ないし准教授、さらに教授という階梯を登っていくのですが、標準的な業績は残しているように見えながら、ノーマルには処遇されてい

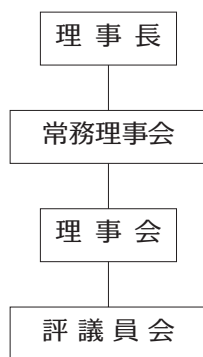
ないケースがあります。助教としての任期が更新されず日大を去っていったり、専任講師に異様に長く留まっていたりするケースですが、そこに、対象者が学外で積極的に社会的な活動を行っていることが要因の一つとして働いているのではないかと推測せざるを得ない場合があります。この辺りは学部による差も大きかったようです。

しかしまた、私自身について申し上げますと、感受性が鈍かったせいでもありません。実は人事などで現実に不利益を味わった実感はありません。在職中も、学内外で発言の機会が与えられれば、それがいかなるテーマであれ、必要を感じれば積極的に応じてきた積りです。そうした行動を気にする動きは確かにありました。たとえば、法学部以外にも兼任講師という資格で出講してきましたが、その学部事務局の幹部が、私の出講を阻止しようと画策したことを、後年聞かされたことがあります。私が、ある選挙で革新系統一候補の支持を表明したことが、どうも原因だったようですが、結果的にはその画策は成功しなかったようで、実害は生じませんでした。「出る杭は打たれる」という諺がありますが、かえってすでに過ぎてしまった杭は打ちにくかつ

たのかもしれない。

(2) 管理機構

次に管理機構の問題を取り上げます。本部機構を図示すれば以下ようになります。



企業などの定款に相当するものとして、「寄附行為」という規程があります。これが根本規則です。日本大学のそれによりますと、100名以上130名以内の評議員をもって構成される機関として評議員会があります。ここから理事が選出される訳ですが、学識経験評議員、校友評議員、本部及び各学部教職員評議員、さらに理事長推薦といった選出の枠組みがあり、それらを通じて27名以上36名以内の理事が選ばれ、理事会を構成します。学長やそれぞれの学部長は理事会メンバーです。しかし、この選出枠組みはしばしば恣意的に操作されているようです。たとえば学識経験評議員ですが、日大本部内での「学識経験」の定義がどうも一般のものとは違うようで、職員であった人

物がここから選出されたりもしています。もちろん教員ではない職員が、本来的な意味での学識経験者であるということも理屈の上では成り立ちますが、今話題のアメフト部前監督内田氏もここから理事になったと知らされれば、やはり首をかしげざるを得ません。また、実際に理事会メンバーを眺めてみますと、学部長として理事になったものの数が常に全理事の半数以下である、という点にも気づかれます。

今度は理事長について説明しましょう。規程上、理事長は理事の互選によって選任されますが、かつて総長制が敷かれていた頃は、実際には総長によって推薦された人物が、(形式上はやはり互選ですが)そのまま承認されて理事長になっていたそうです。あるいは総長が理事長を兼ねていたケースもありました。現行規程では、理事長が学校法人を代表し、その業務を「総理」するのでから、最高責任者ということになります。原則月一回開催の理事会を招集し、議長を務めます。ところが、この理事会以上に重要な意味を持つのが常務理事会です。常務理事会こそがもっとも中枢の機関です。常務理事は、学長を除く理事の中から数名が理事長の推薦により、理事会の決議を

経て選出されると定められており、つまり理事長に推薦権があることを認めているのです。常務理事の数は決まっておらず、時期によって変わってきましたが、現在は、解雇された内田氏を含めて5名です。彼ら一人一人が、たとえば〈総務〉や〈人事〉、あるいは〈財務〉といった形で業務を分掌し、全体として理事長を補佐して参ります。この常務理事に、理事長、学長、並びに副学長を加えて構成されるのが、常務理事会です。ここで、事務部局が作成し、案件によっては顧問弁護士などのアドヴァイスを踏まえて練られた原案や、必要に応じて編成された諮問機関の答申が、決定、ないし承認されるのです。このように見てくれば、理事長に絶大な権限が集中していること、学長は決して対等なパートナーではないことなどが、明らかにできてきます。しかも、常務理事会メンバーを仮に教員系と事務系に分類してみますと、常に事務系が多数を占めています。今日の状況下ではまずあり得ないことですが、仮に学長や副学長たちが抵抗したとしても、その抵抗は構造的に成功し得ない仕組みになっているのです。

4、ガヴァナンス体制の変遷

ちょうど半世紀前の1968年に、「日大闘争」の結果会頭制が廃止され、翌69年、公選による第一回の総長選挙が行われました。それ以後、総長・理事長体制が続いて参りました。大学を象徴的に体現する人物は総長であり、総長は理事長よりも格上であると一般に思われていました。総長選にも、もちろんマイナスイ面がなかった訳ではありません。総長選の度ごとに怪文書が出回り、露骨な利益誘導がささやかれる有様に驚き、また呆れもしました。それでも選挙がなくなってしまう今から見ると、相対的に健全であったと思います。候補者たちが、たとえ作文であったとしても、大学運営の理念や方針を公的に訴える機会があり、学内教職員による審査があったのですから。最後の総長選は2008年でしたが、この時「異変」が起こったのです。選挙で選ばれた酒井健夫総長がある人物を推薦し、その方が理事長になる筈だったのですが、別な人物を推薦する声も挙がり、票決の結果、現在も君臨している田中英壽氏が初めて理事長に選出されました。このプロセスの背後に何があったのか、私には全く分かりません。この年、私は在外研究で一年間ベルリンに滞在し、頭の中では完全に「学内モード」が消えて

いましたから、情報を収集する気さえありませんでした。帰国後に事情通から話を聞かされても、何の不思議も感ぜず、当然、今日の日大の姿を予感することもありませんでした。何しろ、手続きの面では完全に「合法」であり、違法なクイックで選ばれた訳ではないのですから。慣例が崩れたという意味で「異変」なのであり、この「異変」が将来にわたってもたらすであろう影響ないし効果について、その時には全く見通せなかったという点で、不明を恥じるしかありません。その後、弊害が大きいという理由で総長選そのものが事実上廃止されていきます。2011年には、まず総長候補者推薦委員会が設置されました。そこで、一定数以上の得票があった者が複数出た場合に全学の選挙に進む、確かそんな内容でしたが、新たな規程が導入されたのです。この時私は推薦委員の一人になりました。こうした委員も、それぞれの単位で選ばれるのですが、学部の場合ですと、学部長・事務局長は自動的に決まり、残りの一名を教員の選挙で選びます。通常は次長などが選出されるのですが、制度改悪に異を唱えるために、私は選挙の3日前に出馬を決意し、周囲の教員に伝えました。私にとっては、改悪を批判する

メッセージを法学部内に拡めることが目的でしたから、勝敗は度外視してしました。ところが蓋を開けてみましたら、私が相当な差をつけて勝ってしまったのです。ここで、予定調和が崩れたのです。日大本部で開かれた総長候補者推薦委員会に出席してみますと、そこは異様な雰囲気の間でした。会場の一角に、田中理事長とその側近と思しき委員たちが座を占めています。これは後になって気付いたのですが、眼鏡をかけている人たちが比較的少ないのです。その向かい側には、各学部から選出された委員が並んでおります。そして明らかに、今流行りの言葉を使いますと、理事長を「付度」する空気が満ち満ちているのです。委員会が始まって、どなたかが具体的な人名を挙げて候補者として推荐し、推薦の辞でも述べるのかと思っていましたら、一向にそうした発言がありません。致し方なく、全学部長が集まっているこの場の中から、事実上総長候補も出てくるはずだから、候補になり得る方たちのヴィジョンを聞きたいと発言しますと、ここはそういう場ではないと委員長に却下されてしまいました。そして直ちに投票に入り、投票総数66票中64票という圧倒的な、しかし通常はあり得ない結果で、現在の太

塚吉兵衛学長が、この時は総長候補になったのです。つまり、私ともう一人の異端分子を除いて、理事長の意思が伝達され、それに基づく事実上の根回し・意思統一ができていたのです。そう判断するしかない状況が成立していたのです。そして、圧倒的な得票でしたから、学内での教職員選挙を行うことなく唯一の候補者として理事会に答申され、そこで最終決定されました。したがって、事前に正式には名前も出ていなかった人物が、一度もウィジョンを語ることなく総長になったのです。この2011年に、第一次田中・大塚体制が発足しました。

さらに翌2012年、寄附行為が改定されて総長についての規程が廃止され、教学の責任者に対しては学長という名称が与えられました。総長という地位が消滅したのですから、当然総長選も消滅します。大変象徴的であり、また滑稽でもあったことは、既存の様々な規程類に総長職や理事長職についての定義や説明、あるいは言及があり、必ず総長、理事長の順で記述されていたものが、今度は理事長、学長の順に逆転して並べられることになり、そのためだけの膨大な改定作業が延々と行われたことです。

その後、2014年に第二次田中・大

塚体制、そして2017年に第三次田中・大塚体制が成立しました。今度の場合は、まず学長候補者推薦委員会を通じて候補者が定まり、その人物を理事長が議長を務める学長選出会議が承認したのです。それでも、この当時はまだ学内の民意を学長選出過程に一定程度反映させ、ポーズとして「民主性」を担保する仕掛けが残っていました。80名以上100名以内の連署をもって、一般教職員から学長候補を推薦していく回路が一応は存在しました。連署自体は二度とも成立し、17年の時には私自身が連署による候補になりました。組合が、現職の学長と連署による候補に対して公開質問状を出し、連署側の候補はそれぞれ誠実に長文の回答を発表してウィジョンを語ったのですが、大塚氏は二度とも一切回答を寄せませんでした。もちろん、連署制度によって推薦された人物が学長候補として承認される現実的な可能性はゼロでした。それでも、二度にわたって連署が成立したこと自体、学内に渦巻く批判的な民意の発露だったと考えます。ところが、さらに今年の1月に制度改悪がなされ、連署による推薦制度そのものが事実上機能し得ないように規程が変更されてしまいました。

5、田中理事長の略歴

田中英壽氏は、1965年に日本大学経済学部に入學し、69年の卒業と同時に農獣医学部（現生物資源科学部）の体育助手兼相撲部コーチに就任し、やがて89年には相撲部監督になりました。その一方で99年に理事となって日大中枢部に地歩を占め、その後は2000年保健体育事務局長、01年校友会本部事務局長、02年常務理事、05年校友会会長、08年理事長と駆け上がっていきます。

この略歴からは、田中氏の基盤が保健体育審議会（保体審）と校友会であることが鮮明に理解できます。保体審に所属しているということ自体が、日大内では大きな意味を持っていたのです。保体審傘下の競技部に所属している学生自身が、明らかに特権意識を持っていました。たとえば学年末試験で、ほんの申しわけ程度に問題とは無関係な数行を書くか、ほとんど白紙の答案が出てきたことがありました。その氏名欄などに、しばしば保体審所属何々部と書いてあったのです。恐らく、そのように書けば何らかの配慮がなされ、うまくすれば合格するかもしれない、という伝説があったのでしょう。実際に多少の配慮を加えた教員がい

たのかもしれない。私は、答案に無関係なことが書かれていても評価の対象にはしない、と授業中に言い続けたのですが、ある時、日頃の授業に出席していない保体審の学生には届いていないのだと気付き、それからあまり言わなくなりました。しかし、そのように学生にまで特権意識を持たせてしまう状況が明らかにありました。

またある時期、私は、スポーツ推薦も含めた入試関係の責任者でした。競技成績や内申書の評定点何点以上といった条件があるのですが、基準以下の評定点が記載された内申書が提出されたことがあったのです。当然認めるわけには参りませんから、出願書類一切を突き返しました。そうしたら、しばらくして該当する競技部の監督が、前回は手違いでしたとして、新しい、明らかに書き換えられた内申書を持参してきました。ともかく基準は満たしたことになりますので、最終的には認めざるを得なかった苦い記憶があります。しかし、出願を突き返したことが自体が相当に異例だったようです。保体審の側には、自分たちが調えた書類はそのまま学部側が受け取って当たり前、という気の緩み、あるいはもっと言えば傲慢さがあったようです。

こうした事例の一つ一つが、保体審の特権性を反映した結果だと思われれます。このような保体審を基盤として台頭してきたことが、また田中氏に特別な意味を与えているのでしょう。

6、おわりに

ガヴァナンスの問題は、私のように一応日大内部にいた者でも、率直に申しましてなかなか分かりません。とくに大学教員の場合は、理事長との「距離感」が問題になるようなことはまずありませんから、理事長が発揮しうる「力」についても掴みにくいのです。

最後に、これは強調しておかなければならないことですが、現在田中理事長が手にしている地位や「力」の多くは「合法的」な手続きの結果なのです。節目節目で支持する者が過半を占め、賛同してきたのです。もちろんその節目の前に、それまでのルールを改変し、より非民主的なものに改悪してきたことを見逃してはなりません。私に言わせれば、あくまで括弧付きの「合法」なのです。

ですから私の専門に引き付けて申し上げれば、ファシズムの問題に通底する内容もある、ということです。ナチスは「合法的」に権力を獲得した、とはよく

言われます。しかし真正の合法であったか。たとえば、1933年1月30日にヒトラーが首相に任命され、その一か月ほど後に国会放火事件が起こり、共産党員などが大弾圧されます。そうした状況下の3月5日に総選挙を実施しましたが、それでもナチスは過半数を得られませんでした。そこで、弾圧で登院できなかった共産党国会議員の議席を剥奪した上で議員総数からも除外し、議事運営のルールを改変して、3月23日に悪名高い「全権委任法」を成立させたのです。

つまり、田中理事長個人の問題はもとより、構造的なガヴァナンスの問題を追及しなければならぬのです。

(2018年8月2日・公開フォーラム)

筆者略歴(ながめま むねあき)

1947年埼玉県生まれ。71年東京都立大学人文学部史学科卒業。78年一橋大学大学院博士課程単位取得退学。79年日本大学法学部専任講師、85年同助教授、96年同教授。その後、法学部次長などの要職を歴任。再雇用期間1年を経て2018年3月日本大学法学部教授を定年退職。現在、日本大学文理学部大学院非常勤講師。